

平成26年東京第一検察審査会審査事件（申立）第2号，同第4号

申立書記載罪名 虚偽有印公文書作成・同行使

検察官裁定罪名 虚偽有印公文書作成・同行使

議決年月日 平成26年7月24日

議決書作成年月日 平成26年7月24日

議 決 の 要 旨

審査申立人（第2号申立事件）

八木 啓代 外51名（別紙のとおり）

審査申立人（第4号申立事件）

■■■■■■■■■■ 外2名（別紙のとおり）

被 疑 者（1）

田代 政弘

被 疑 者（2）

木村 匡良

不起訴処分をした検察官

（官職氏名） 最高検察庁検察官検事 甲斐 行夫

議決書の作成を補助した審査補助員 弁護士 桑村 竹則

上記被疑者らに対する虚偽有印公文書作成・同行使被疑事件（最高検平成25年検第24号，第25号）につき，平成25年12月20日上記検察官がした不起訴処分の当否に関し，当検察審査会は，上記申立人らの申立てにより審査を行い，次のとおり議決する。

議 決 の 趣 旨

本件被疑事件について，被疑者田代政弘及び被疑者木村匡良に対する不起訴処分は相当である。

議 決 の 理 由

第1 被疑事実の要旨

被疑者田代政弘（以下「田代」という。）及び同木村匡良（以下「木村」という。）は、いずれも、平成22年1月当時、東京地方検察庁特別捜査部に所属する検察官であり、木村はいわゆる陸山会事件担当副部長、田代は重要な被疑者であるAの取調官として陸山会事件（政治資金規正法違反被疑事件）捜査に従事し、A等に対する強制捜査を目指していたものであるが、Aに自殺等の自傷加害のおそれがあるとして、裁判官から逮捕状の発付を受けやすくする目的で、平成22年1月14日（申立書及び告発状では1月13日と特定しているが、検察官は同日付の捜査報告書が存在しないことから、告発状で言及された取調べがなされ、捜査報告書が作成されたのは1月14日のことと認定している。）、田代において、Aの取調べを行い、その際の供述内容や態度、言動等に関して、東京地方検察庁特別捜査部部長（当時）宛ての捜査報告書を作成するに当たり、行使の目的で、Aが取調べにおいて、自殺のおそれをうかがわせる言動を行った事実はなかったのに、「Bに申し訳なくて生きていけない」と述べているなどと、自殺のおそれをうかがわせる言動があった旨の虚偽の記載をした上、同報告書に署名押印し、もって、虚偽の有印公文書を作成し、その後、同文書を、Aの逮捕状請求書の疎明資料として東京地方裁判所に送付させ、これを行使したものである。

第2 検察審査会の判断

- 1 当検察審査会が本件各不起訴処分を判断した理由は次のとおりである。
- 2 そもそも、Cの供述は、田代から内容虚偽の捜査報告書を作成した旨の告白を受けたとの内容のものであって、田代のその告白が真実の告白であるとは限らないことからすると、それのみによって田代、木村による虚偽

公文書作成の事実を認め得るとの性質の証拠ではない。

さらに、(1) Cの供述によれば、トイレでの立ち話で田代から話を聞いた可能性もあるというのであり、その情報収集方法自体が正確な事実を把握するには問題があるとも考えられる方法であったのにもかかわらず、自ら追加の調査をして内容の真否を確認したというわけでもないこと、(2) D検事がCの供述内容を否定していること、(3) Cの供述は、推測で物を言っていると思われる部分があり、その内容自体、具体性、詳細性があるものではないこと、(4) Cは、自分だけが実刑になったことから、検察官の犯罪ということに対して誇張等をして話をしている可能性も考えられること等の点を考慮すると、Cの供述は信用できない。

- 3 これに対し、田代、木村の供述については、その供述の中に変遷している部分もあるものの、(1)そもそも、問題の捜査報告書の記載内容自体が、具体的かつ詳細なものであって、勝手に作文できるような内容とも思えないこと、(2)田代、木村は、一応、一貫して否定していること、(3)田代、木村の供述内容は揃っているが、単に口裏を合わせただけの話というにとどまらない、具体性、詳細性があること等の点を考慮すると、信用できるものである。
- 4 Aの供述に関しては、申立人の作成にかかる電話メモが、一応嫌疑を認める方向の証拠として存在する。しかしながら、それは、Aが「死にたい」とは言っていないという証拠になるだけであって、問題の捜査報告書には「死にたい」との記載があるわけではないことからすれば、それは、そもそも有効な証拠とは言い難いものである。

かえって、(1) Aは、自分が被告人となっている公判において、1月13日と同月15日に「自殺したい気分です」という発言をした旨の供述をしていること、(2) Aの当時の状況を考えると、自殺したいという気持ちになっていたとしてもおかしくない状況であったこと、(3) Aの父がAに対して「死ぬなよ」と言ったということが当時新聞報道されていること、(4) Aの

弁護人であったE作成の書面にも当時Aが自殺を意識するほどの絶望的な心理状態であった旨の主張があること等の点を考慮すると、14日の取調べが終了した後、自殺のおそれをうかがわせる発言がなされたとしてもおかしくはなく、むしろ、そのような発言がなされた可能性が考えられるというべきである。

5 また、前記のとおり、Aは、今まで自分が刑事被告人となっている公判において供述の機会を得てはいるが、1月13日の発言内容、同月15日の発言内容については公判で供述しているものの、同月14日の発言内容については供述をしておらず、同日の発言内容について記憶を喚起する機会を得ないまま約4年の歳月が経過してしまっているものと考えられることからすれば、14日の発言内容について今からAに尋ねても、正確な記憶喚起が期待できない可能性が高いと思われる。

／ さらに、告発後の検察の捜査において、Aは検察官による事情聴取の要請に対して強固な拒絶の態度を示していることからすれば、今後もAの協力が得られる見込みは極めて低いので、本件を立件しようとしても立証に困難を伴うことが強く予想される。

以上の事情からすれば、本件は、立証に困難を伴うということからしても、起訴することが相当であるとは考えられない事件である。

6 また、そもそも、(1)当時、検察は、逮捕する証拠に困っていなかったものと思われ、内容虚偽の捜査報告書を作成する必然性が認められないこと、(2)問題の捜査報告書の内容によって、逮捕状を発付するか否かという結論が左右されたものとも考えられないこと等の点からしても、問題の捜査報告書に虚偽の記載があったものと認めることは、相当ではない。

7 以上のとおり、本件不起訴処分記録並びに審査申立書及び審査申立人が提出した資料等を精査し、慎重に審査した結果、本件報告書は虚偽公文書であるとは評価できず、検察官がした不起訴処分(嫌疑なし)の裁定を覆すに足

りる証拠がないので、上記趣旨のとおり議決する。

なお、問題の発言は取調室という密室内での出来事であり、録音等の客観的証拠があるわけではなく、今となつては、発言の有無を推測するしかなく、何れが真実とも断定できない状況にあることから、今後は、検察の捜査においては、録音・録画を徹底するなど、後に争いを残さない捜査手法を望むものである。

東京第一検察審査会